



赤十字でつなぐ、
わたしの思い。

遺贈・相続財産寄付 ご案内パンフレット



日本赤十字社 岐阜県支部
Japanese Red Cross Society



も く じ

身近なところから世界まで
「救いたい」思いを赤十字と …… 3

「遺贈」(遺言による寄付)

- 遺贈の流れ …………… 5
- 遺言書について …………… 6
- 遺言書作成時の留意事項 …………… 7
- 遺贈の専門家 …………… 8

「相続財産寄付」

- 相続財産寄付の流れ …………… 9
- 相続税について …………… 11

よくあるご質問 …………… 12

日本赤十字社の活動 …………… 13

ご自身や故人の思いを 広く社会に役立てるために

近年、「自分が築いた財産を社会のために役立てたい」

「故人の遺産を社会に役立ててほしい」といった尊いお申し出が増えています。

相談される方のきっかけは様々ですが、

ひとり暮らしで身寄りや相続先のない方が増えていることもあり、

財産を寄付することへの関心が高まっています。

日本赤十字社は、このような尊い思いに応えるために

遺贈（遺言による寄付）、相続財産寄付を承っております。

遺贈とは

遺言によって財産の全部または一部を団体などの第三者に与えることを「遺贈」といいます。

詳しくは5ページ～

災害時に、
日本赤十字社に
助けられました

赤十字病院や輸血で
お世話になった

相続財産寄付とは

相続により取得した財産の全部または一部を寄付することを「相続財産寄付」といいます。

詳しくは9ページ～

故人の思いを
汲んで寄付をしました

故人の供養になればと
思って寄付をしました



身近なところから世界まで 「救いたい」思いを赤十字と

わたしたちが暮らすこの世界には、気候変動に伴う災害、
エイズなどの感染症、紛争と難民問題など、
様々な社会課題が山積しています。

赤十字はこれらの人道的なニーズに応え、社会課題を解決するため、
皆さまと共に、国内外の赤十字ネットワークを活かし、
苦しんでいる人びとを救い続けます。

寄付によって
世界中の紛争や病気で
苦しむ人びとを
救えます



新潟県中越地震

阪神・淡路大震災

首都直下地震

南海トラフ地震

熊本地震

日本赤十字社の詳しい活動内容については13・14ページをご覧ください。

岐阜県内赤十字施設一覧

日本赤十字社岐阜県支部

〒500-8601
岐阜市茜部中島2丁目9番地
☎058-272-3561

<https://www.jrc.or.jp/chapter/gifu>



岐阜赤十字病院

〒502-8511
岐阜市岩倉町3丁目36番地
☎058-231-2266

<http://www.gifu-med.jrc.or.jp/>



高山赤十字病院

〒506-8550
高山市天満町3丁目11番地
☎0577-32-1111

<http://www.takayama.jrc.or.jp/>



高山赤十字介護老人保健施設 はなさと

〒502-8511
高山市花里町2丁目67番地
☎0577-35-5500



岐阜県赤十字血液センター（あかなべ献血ルーム）

〒500-8269
岐阜市茜部中島2丁目10番地
☎058-272-6911

<https://www.bs.jrc.or.jp/tkhr/gifu/index.html>



新岐阜献血ルーム

〒500-8175
岐阜市長住町 2-3
岐阜ビル5階
☎058-264-2122



日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

自ら防災を学ぶことで
コミュニティを強固にし
身近な人を守る力が
強まります



東日本大震災



救急法を学ぶことで
大切な人のいのちや
健康を守ることが
できます

寄付によって
災害などで
苦しむ人のいのちと
健康が守られます



「遺贈」(遺言による寄付)

遺言により自分の築いた財産を特定の人や団体などの第三者に贈ることを「遺贈」といいます。遺言書で財産の全部または一部の受取人(受遺者)として日本赤十字社を指定いただくことで、国内外で災害、病気、紛争などで苦しむ人びとのいのちを守る活動に広く役立てることができます。

※日本赤十字社に遺贈した財産は、相続税の課税対象になりません。

遺贈の流れ

ご生前

1 遺贈内容の決定 遺言執行者の決定

遺言の内容と遺贈先となる受遺者をお決めください。また、遺言者のかわりに遺言書の内容を実行する遺言執行者をお決めください。

詳しくは [次ページ以降へ](#)

2 遺言書の作成

「専門家」にご相談の上、法的に有効な遺言書をご作成ください。

詳しくは [次ページ以降へ](#)

3 遺言執行者へ ご逝去の連絡

ご家族やご友人、死後事務委任契約者などの通知人から、遺言執行者にご逝去の連絡が届きます。

4 遺言書の開示

遺言執行者から日本赤十字社に連絡が届き、遺言の内容を日本赤十字社が確認させていただきます。

5 遺言執行と 財産の引渡し

遺言執行者が遺言書に基づき手続きを行い、指定の財産を日本赤十字社に寄付します。

6 受領証の発行

日本赤十字社から遺言執行者あてに受領証を発行します。お寄せいただいた財産は国内外の人道支援活動のために大切に使用させていただきます。

ご逝去後

遺言書について

遺言を残すには民法で定められた一定の方式で遺言書を作成することが必要です。「公正証書遺言」、「自筆証書遺言」などがありますが、遺贈の場合は「公正証書遺言」による方式をお勧めします。遺言書の作成については、専門家にご相談されることもあわせてお勧めします。

「公正証書遺言」とは 証人2人以上の立会いを得て、遺言者の口述内容を公証役場などで公証人に公正証書として作成してもらい、関係者が署名押印します。遺言者には正本と謄本が交付され、原本は公証役場に保管されますので遺言書の破棄や偽造などの心配がありません。

【公正証書遺言の作成例】

「遺言執行者」は専門家へのご相談をお勧めします

詳しくは7ページ 3、および8ページへ

受遺者は「日本赤十字社」とご記載ください*

詳しくは7ページ 1へ

〇〇年 第〇〇〇号

遺言公正証書

本職は、遺言者〇〇〇〇の囑託により、後記証人立会のもとに、次のとおり遺言者の口述を筆記して、この証書を作成する。

第一条 遺言者は遺言者が所有する次の財産について、遺言執行者において全てを換価し、換価金の中から諸経費、相続債務、譲渡所得税・住民税等を支払い、遺言執行の費用及び報酬を控除した残金の中から、左記の通り遺贈する。

(遺贈する財産の表示)

1. 株式会社〇〇銀行〇〇支店に預託中の預金
2. 不動産〇〇〇〇

(受遺者の表示)

受遺者 日本赤十字社
主たる事務所 東京都港区芝大門二丁目1番3号
右代表者 〇〇〇〇
なお、遺贈の使途は岐阜県支部の事業とする。

第二条 遺言者は左記の者をこの遺言執行者に指定する。

(遺言執行者の表示)

〇〇〇〇

(中略)

遺言者及び証人に読み聞かせたところ、各自その筆記の正確なことを承認し次に署名押印する。

(中略)

〇〇法務局所属

遺言者	〇	〇	〇	〇
証人	〇	〇	〇	〇
証人	〇	〇	〇	〇
公証人	〇	〇	〇	〇

印

遺言者、証人、公証人がそれぞれ署名押印します

不動産や有価証券などの寄付の場合財産の換価・換金についてご記載ください

詳しくは7ページ 2へ

遺言書作成時の留意事項

1 受遺者について

受遺者は「日本赤十字社」とご記載ください。また遺贈の用途を「岐阜県支部の事業」とご指定いただくことにより、地域に根ざした岐阜県支部の活動をご支援いただくことが可能となり、「ゆかりの地に恩返しをしたい」「大切な故郷を支えたい」といった思いを叶えることができます。

2 遺贈する財産の換価・換金(現金化)について

遺言書には、遺言者の有する不動産や有価証券などの財産を遺言執行者が換価・換金し、諸費用・税金などを控除したうえで、日本赤十字社に遺贈する旨をご記載ください。遺言執行者にて換価・換金が難しい場合は、事前にご相談ください。

3 遺言執行者について

信頼のできる方を指定することはもちろんですが、遺言内容を確実に実行するためには、財産の引渡しや登記など複雑な手続きが必要になりますので、法律に詳しい専門家に依頼することをお勧めしております。詳しくは8ページをご参照ください。

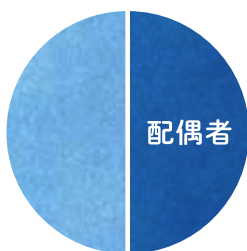
なお、遺言執行の専門家ではないため日本赤十字社を遺言執行者に指定することはご遠慮願います。

4 遺留分について

「遺留分」とは配偶者、子、親などの相続人に、最低限度保障された相続財産の受け取り分のことです。遺贈をご検討の際には、遺留分権利者に予めご了承いただくか、遺留分相当の財産を与えるなど、遺留分についてご配慮いただくことをお願いしています。

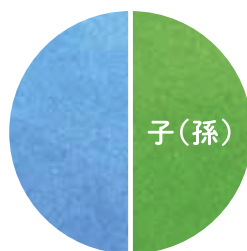
【参考】遺留分権利者と遺留分について ※兄弟姉妹甥姪には遺留分はありません。

相続人が配偶者のみ



配偶者 1/2

相続人が子(または孫)のみ



子(孫) 1/2

相続人が配偶者及び子



配偶者1/4、子1/4

※子が複数の場合は均分されます。

「遺贈」のご検討は、専門家へのご相談が安心です。

遺言信託・遺産整理

(遺言書作成のお手伝い～遺言執行)



信託銀行など

相続についての専門知識を持つ財産管理の専門相談員がいますので、最寄りの信託銀行などの金融機関や信託会社にご相談ください。

三井住友信託銀行
〈相続・遺言ご相談ダイヤル〉 ☎ 0120-911-299

三菱UFJ信託銀行
〈本店営業部〉 ☎ 03-6250-4141

みずほ信託銀行
〈信託総合営業第五部〉 ☎ 03-3274-3221

りそな銀行
お近くの銀行窓口へ
ご相談ください。

三井住友銀行
〈相続アドバイザー部〉 ☎ 0120-338-518

【岐阜県支部が提携している県内の銀行】

十六銀行
〈リテール営業部〉 ☎ 058-266-2525

大垣共立銀行
〈法人営業部〉 ☎ 0584-74-2111

相続全般の相談

(遺言書などの書類作成～遺言執行)



弁護士・司法書士・行政書士

弁護士

交渉・書類作成を含め相続全般に関して相談できます。

岐阜県弁護士会

☎ 058-265-0020

<https://www.gifuben.org/>

司法書士

相続登記手続、遺言書や裁判所に提出する書類などの作成について相談できます。

岐阜県司法書士会

☎ 058-246-1568

<https://www.gifu-shihoushoshi.or.jp/>

行政書士

遺言書や遺産分割協議書の作成など、相続の要となる文書の作成について相談できます。

岐阜県行政書士会

☎ 058-263-6580

<https://www.gifu-gyosei.or.jp/>

「公正証書遺言」 の作成



公証人

判事や検事などを長年つとめた法律実務の経験豊かな人の中から、法務大臣に任命された公証人が、ご自身が残されたい遺言を正式な形にしてくれます。

日本公証人連合会

☎ 03-3502-8050 [公証役場 全国 検索](#)

相続に関する税金 の相談



税理士

税金についての専門家で、相続に関する税金や申告について相談できます。全国各地の税理士会で税理士の紹介を受けられます。

名古屋税理士会

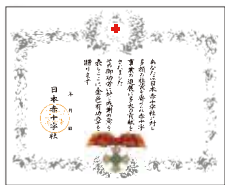
☎ 052-752-7711

<https://www.meizei.or.jp/>

「相続財産寄付」

「『社会に役立ちたい』と常々話されていた」、
「生前に赤十字活動に関心があった」といった、故人の思いを尊重し、
ご遺族の方が相続により取得した財産の全部または一部を
日本赤十字社へ寄付することで、国内外で災害、病気、紛争などで
苦しむ人びとのいのちを守る活動に広く役立てることができます。

ご希望により、故人のお名前で表彰させていただきます



詳しくは日本赤十字社ホームページ「表彰制度について」をご覧ください。

日本赤十字社 表彰

相続財産寄付の流れ

相続開始から7日以内

ご逝去・
死亡届の提出

ご逝去とともに相続が開始します。

3ヵ月以内

相続の放棄・限定承認
(相続人の確定)

相続人が権利や義務を一切受け継がない(相続の放棄)または限定承認をする場合は、相続開始があったことを知った日から3ヵ月以内に家庭裁判所に申述します。

4ヵ月以内

準確定申告

故人の所得などが要件を満たす場合、亡くなった年の1月1日から死亡した日までの所得について、相続人が申告・納税をします。

日本赤十字社への寄付

ご連絡時に「相続財産寄付」であることをお知らせください。

非課税となる税制上の優遇措置があります

ご遺族の方が相続された財産を相続税の申告期限内(相続開始があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内)に日本赤十字社に寄付した場合、**寄付した財産には相続税がかかりません。**(関係根拠法令:租税特別措置法第70条)

適用には相続税の申告期限内に日本赤十字社が発行する受領証と相続財産寄付に関する証明書を相続税の申告書に添付する必要があります。

詳しくは、寄付先の日本赤十字社岐阜県支部または本社までお問い合わせください。

【相続財産寄付に関する証明書】

第〇〇号	
証明書	
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇〇
氏名	〇〇 〇〇 様
この度、日本赤十字社に対しなされた相続財産の寄付に関する下記記載の事項は、事実と相違ないことを証明します。	
記	
1. 寄付受領日	〇〇年〇〇月〇〇日
2. 寄付金額	〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
3. 寄付金の明細	現金
4. 寄付金の使途	日本赤十字社事業資金
〇〇年〇〇月〇〇日	
日本赤十字社 社長 大塚 義治 ㊞	

遺産分割

不動産の所有権移転登記や預貯金・動産の名義変更などの諸手続、遺産分割協議などを行います。

受領証・証明書の発行

寄付後に日本赤十字社より、受領証および相続財産寄付に関する証明書を発行します。

10ヵ月以内

相続税の申告・納付

相続税の申告書に寄付した財産の明細書や受領証および相続財産寄付に関する証明書を添付して申告をすることで、寄付いただいた財産に相続税が課税されません。

相続税について

相続により財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額が遺産にかかる基礎控除額を超える場合、その財産を取得した人は相続税の申告をする必要があります。

法定相続分に応じる取得金額 課税遺産総額（課税価格の合計額 - 基礎控除額 **A**）× 法定相続分 **B**

法定相続人別の相続税額 法定相続分に応じる取得金額 **C** × 税率 **D** - 控除額 **E**

法定相続人別の相続税額の合計金額 = 相続税の総額

日本赤十字社に寄付した場合、その寄付額分も控除され相続税額が変わります。

計算例

相続財産2億円で
法定相続人が
配偶者と子2人の場合



法定相続分に応じる
取得金額

配偶者 (2億円 - 4,800万円) × 1/2 = 7,600 万円
子 (2億円 - 4,800万円) × 1/4 = 3,800 万円

法定相続人別
の相続税額

配偶者 7,600万円 × 30% - 700万円 = 1,580 万円 … ①
子 3,800万円 × 20% - 200万円 = 560 万円 … ②

相続税の総額

① 1,580万円 + ② 560万円 × 2 = 2,700 万円

※配偶者の税額軽減など、その他税額控除もございますので、相続税についての詳細は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)またはお近くの税務署などにお問い合わせください。

【基礎控除額の算出方法】 **A** 基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数

【法定相続分】

相続人	B 法定相続分
配偶者のみ	全て
配偶者と子	配偶者1/2、子全員で1/2
配偶者と直系尊属	配偶者2/3、直系尊属全員で1/3
配偶者と兄弟姉妹	配偶者3/4、兄弟姉妹全員で1/4
子のみ	全て

※子や直系尊属、兄弟姉妹が複数いる場合にはその人数で均分されます。

【相続税の速算表】

C 法定相続分に応じる取得金額	D 税率	E 控除額
円	%	万円
1千万以下	10	なし
1千万超 ~ 3千万以下	15	50
3千万超 ~ 5千万以下	20	200
5千万超 ~ 1億以下	30	700
1億超 ~ 2億以下	40	1,700
2億超 ~ 3億以下	45	2,700
3億超 ~ 6億以下	50	4,200
6億超	55	7,200

(平成27年1月1日以降の相続の場合)

よくあるご質問

Q ひとり身なので、財産を相続する人がいません。
亡くなった後の手続きも心配ですが、どうしたらよいでしょうか？

相続人のいない方の財産は、遺言書がないと原則として国庫に帰属します。
遺言書を作成することにより社会貢献活動を行う団体などに財産を残すことができます。
遺言書の内容を実行する遺言執行者を指定し、亡くなった後に各種手続きを行う
死後事務を委任契約される方が多いようです。

Q 寄付した財産の使い方(使途)の指定はできますか？

日本赤十字社の支部をご指定いただくことで、故郷やゆかりの地の赤十字活動へのご支援が可能です。遺贈の場合、
未来のことになりますので、特定の災害義援金や海外救援金などに使途を指定することはできません。



Q 遺贈や相続財産寄付の他に、日本赤十字社を支援する方法はありますか？

ご存命中に年間2,000円以上の継続的なご支援をいただく会員制度がございます。
また、都度の寄付や香典からの寄付、保険会社の仕組みによりますが保険金の受取人に日本赤十字社をご指定いただく方法もございます。

Q 寄付した遺産はどのように使われますか？
また日本赤十字社ならではの支援の強みは何ですか？

日本赤十字社が行う災害救護や防災教育、国際救援などの活動を通じて苦しんでいる人びとを救うために使われます。詳しくは次のページをご覧ください。

多くの皆さまに支えられ、国内国外を問わず、各々の地域に根差した赤十字のネットワークを有し、互いにそのノウハウや特徴を活かして自ら活動できることが強みです。





これまでも、これからも。 あなたの思いを赤十字が届けます



19世紀半ば、戦場で芽生えた赤十字の考えは、
社会情勢の変化と共に、皆さまと手を取り合いながら
人びとの様々な痛み・苦しみ・悲しみに手を差し伸べる
活動へと広がっています。

これからも皆さまのあたたかい思いと共に、救うことを続けます。

赤十字のはじまり

人のいのちを尊重し、
苦しみの中にいる者は、
敵味方の
区別なく救う



国内災害救護

—— 被災された人びとを救うために ——

救護員の養成、物資の備蓄など平時から災害に備え、
災害時に直ちに救護班を被災地へ派遣し、医療
支援や救援物資の配布などを行います。
また日頃から地域コミュニティを基盤
にした防災教育も行っています。



医療事業

—— 地域のいのちと健康を守るために ——

全国に90以上ある赤十字病院は、各地域の中核
医療機関として地域医療に貢献し、救急医療、
がん診療、生活習慣病予防や介護支援
など、また災害時には国内外へ医療
チームを派遣しています。



国際活動

—— 国境や民族、宗教を越えて救うために ——

国際赤十字の一員として、190以上の国と地域に広がる
世界的ネットワークを活かし、国境、民族、宗教を
越えて、災害や紛争で被災された方に対する
支援をはじめとした様々な人道的
活動を展開しています。



血液事業

—— 尊いのちをつなぐために ——

輸血を必要とする患者さんのため、街頭で献血の呼びかけをし、高度な検査を行い、24時間365日、安全な血液製剤を医療機関へ安定的に届けています。



救急法などの講習

—— 身近な人を救えるように ——

とっさの時の手当や事故防止に必要な知識や技術を広めるため、全国各地で心肺蘇生とAEDの操作方法などを学ぶ救急法、高齢者の介護知識を学ぶ健康生活支援講習や幼児安全法、雪上安全法などの講習を行っています。



Ichigo Sugawara

青少年赤十字

—— 助け合いの心を育むために ——

全国の幼稚園や小中高など、学校教育の現場で、「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」を実践目標として、子どもたちが自分で「気づき、考え、実行する」力を育てています。



赤十字ボランティア

—— 大好きな地域を支えあうために ——

赤十字の活動は世界中でボランティアの方に支えられています。日本では幅広い年代の方が赤十字ボランティアとして、災害時の炊き出し、献血の呼びかけ、防災活動など自らの地域をより良くしようと活躍しています。



社会福祉事業

—— 安心して健やかに生活できるように ——

支援が必要な子どもや高齢者のために、児童・障がい者・高齢者福祉施設を運営しています。赤十字病院や赤十字ボランティアとともに子育て支援や在宅介護など地域に根ざした活動も行っています。



看護師などの養成

—— 苦しむ人に寄り添えるように ——

赤十字の精神と最先端の看護技術を身に付けた人材を育成し、国内外の災害時にその役割を発揮し、地域医療の担い手としても活躍できるように、看護師などを養成しています。

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する
7つの基本原則にしたがって行動します。

公平

いかなる差別もせず、
最も助けが必要な人を
優先します。

中立

すべての人の信頼を得て
活動するため、いっさいの
争いに加わりません。

奉仕

利益を求めず、
人を救うため、
自発的に行動します。

人道

人間のいのちと健康、
尊厳を守るため、
苦痛の予防と
軽減に努めます。

独立

国や他の援助機関の
人道活動に協力しますが、
赤十字としての
自主性を保ちます。

単一

国内で唯一の赤十字社として、
すべての人に開かれた
活動を進めます。

世界性

世界に広がる赤十字の
ネットワークを生かし、互いの
力を合わせて行動します。

遺贈・相続寄付
ご相談窓口

 **日本赤十字社** 岐阜県支部
Japanese Red Cross Society

〒500-8601 岐阜県岐阜市茜部中島 2-9

TEL.058-272-3561
平日8:30~17:00 (土日祝日除く)

<https://www.jrc.or.jp/chapter/gifu> **日赤岐阜県** 検索